資源管理方針の策定について

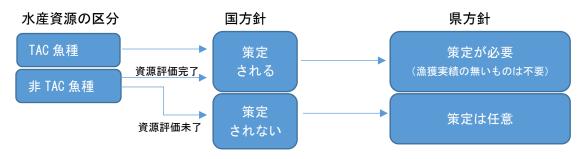
令和2年9月 鳥取県水産課

- 1. 改正漁業法14条により、都道府県知事は国の策定する資源管理基本方針(以下「国方針」)に 即して都道府県資源管理方針(以下「県方針」)を策定する必要があり、策定にあたり海区漁 業調整委員会の意見を聴くこととなっている。
- 2. これは現在の資源管理指針に替わるものであり、併せて収入・安定対策として行われていた資源管理計画は、漁業者間で結ぶ資源管理協定に移行することとなる。
- 3. 県方針は特定水産資源(以下「TAC魚種」)については改正漁業法施行後、新たな管理期間が始まるまでに策定しなければならい。
- 4. 県方針は国方針に定められた水産資源以外でも定めることが可能となっている。

1. 資源管理方針で定める内容<改正漁業法第14条第2項>

	Panti H Title Carl Carl Carl Carl Carl Carl Carl Carl				
	項目	内容			
1	資源管理に関する基本的事項	基本理念、県、漁業者等の役割			
2	TAC魚種ごとの知事管理区分	管理区分設定の考え方			
3	TAC魚種の漁獲可能量配分基準	配分基準の考え方			
4	漁獲可能量の管理手法	IQ管理、漁獲量の総量管理、漁獲努力量管理			
5	漁獲可能量以外の資源管理に関する事項	自主的な資源管理の考え方や手法			
6	その他資源管理に関する重要事項	その他資源管理を推進する施策等			
7	別紙	2-6について水産資源ごとに記載			

県方針を定める魚種の基準



資源評価は200種まで拡大予定であるが、すべての対象種が決定されたわけではない。また、それぞれの対象種の資源 評価が完了し、国の方針がいつ定められるかは未定であるため、任意の魚種について収入・安定対策として必要な魚種 については、いつのタイミングで県方針に定めるかは国と協議しながら進める予定。

2. 資源管理体制の移行について

策定者	現行(令和4年度までは継続可能)	改正後	
玉	資源管理指針	資源管理基本方針	
鳥取県	資源管理指針	鳥取県資源管理方針	
漁業者	資源管理計画	資源管理協定	

3. TAC魚種ごとの漁獲可能量の管理方針

TAC魚種は国全体の8割の量をシェアする県に対して数量が配分され、数量管理が求められるが、シェアがわずかな県については、「現行水準」の管理となり、数量管理は求められない(くろまぐろは別)。 そのため、鳥取県はくろまぐろ以外すべて「現行水準」管理になる予定である。それぞれの魚種について改正法施行後、新たな管理期間が始まるまでに県方針を策定しなければならない。

TAC魚種	策定期限	管理手法
くろまぐろ(30kg以上、未満を別管理)	R2年12月31日	漁獲量の総量管理
まあじ・まいわし	R2年12月31日	現行水準管理
するめいか・まさば及びごまさば	R3年6月30日	現行水準管理

今回策定

ずわいがには大臣管理のみの漁獲、さんまは漁獲実績なしのため定める必要はない

鳥取県資源管理方針案を添付(水産庁と協議中)